

大阪市立大正東中学校 学校での過ごし方

目次

校訓

私たちの生活目標

生徒心得

生徒会会則

生徒会役員選挙規定

学級の各委員の任務

生徒会活動組織表

部活動規定

図書館利用について

服装・所持品

非常変災時の措置について

校訓

自由：互いに人格を重んじ 助けあいの精神を高めること

誠実：誠実をこころとし 勤労を尊ぶこと

明朗：常に健康に注意し 明朗・活発であること

温雅：道徳心を高め 礼儀正しくあること

感謝：恩にむくい 感謝の気持ちを深めること

私たちの生活目標

私たち大正東中学校生徒は、各自が健全な社会人となるために、次の項目について日々の生活の向上につとめよう。

1. 健康に留意し、楽しい中学校生活をおくろう。
2. 学習に努力し、知性を豊かにしよう。
3. 理性にもとづく、自覚的な生活をおくろう。
4. 友だちを大切にし、なにごとにも話し合える学級をつくろう。
5. 自主的で活発な生徒会活動を行うために全員で努力しよう。
6. 互いに相手の人格を尊重し、一致協力してよりよい学校生活を送れる努力をしよう。

生徒心得

大正東中学校生徒として常に品位ある態度と規律ある行動を心がけ、互いに人間として尊重し合い助け合う気風を持ち、育てるよう努めよう。

1. 通学における心得

- ① 登下校、その他校外の生活では、交通ルールを守り、事故のないよう注意しよう。
- ② 登下校中、より道をしたり、買い食いをしないようにしよう。

2. 始業、授業における心得

- ① 学校へは、始業10分前までに着くように心がけよう。
- ② 特別な事情のない限り、下校時刻（16時00分）を守ろう。
- ③ 始業ベルの前に席につき、授業の準備をし、先生が来られるのを静かに待とう。
- ④ 先生が来られないときは、学級委員長が職員室へ行き、先生の指示を仰ごう。
- ⑤ 授業には絶対遅れないようにし、特別教室への移動や体育で運動場や体育館、武道場へ出る場合は早目に授業の態勢を整えるようにしよう。
- ⑥ 教室の、美化、整頓に心がけ、気持ちよく授業が受けられるようにしておこう。
- ⑦ 気分が悪くなったときは、その時間の先生の指示で保健室へ行き、保健室の先生の指示を受けよう。

3. 願・届出についての心得

- ① 欠席・遅刻・早退の時は、保護者にその理由を生徒手帳へ記入してもらうか、保護者からの連絡（電話等）により担任の先生に届けること。
- ② 事前の届がない登校後の外出は原則認めない。
- ③ 規定外のものを使用、着用、持参するときは、保護者より担任の先生に届け、許可をもらうこと。
- ④ 登下校・再登校時は、必ず学校の標準服または正規の服装を着用すること。
- ⑤ 忌引日数は次の通りである。
父母7日、祖父母兄弟姉妹 3日
曾祖父母、伯父伯母（3親等）2日
（父母のない場合に、後見人または扶養者の忌引日数は父母に準じて取り扱う。また遠隔地に行く場合は、実際に要した日数を加える。）

4. 休憩時間その他の心得

お互いが安心安全に過ごすために、以下のことを心がけましょう。

- ① 教室や廊下では、ふざけたり走りまわったり危険な遊びや他の人の迷惑になる行為は絶対にやめよう。
- ② 不必要なお金や物は持ってこないようにしよう。
- ③ 持ち物をなくしたり、物を拾ったとき、または、何か被害を受けたり、人が被害を受けているのを見たり聞いたりしたときは、ただちに担任の先生か近くの先生に知らせよう。

5. 集会等に対する心得

- ① 集会その他集団で行動するときは、時間を守り、敏速かつ静粛にしよう。

6. 校具施設に対する心得

- ① 学校の校具、施設等を使用するときは、関係の先生または担任の先生の許可をもらおう。
- ② 常に校舎内外の清掃、美化、整頓に協力しよう。
- ③ 学校の備品・施設等はていねいに取扱い、万一破損紛失した時は、すぐ関係の先生または担任の先生に報告しよう。

7. 休業中および校外における心得

- ① 学校での出来事や交友関係等は、保護者に話し、もし疑問や問題が生じたときは、自分一人で抱え込まずに、すぐ保護者や先生に相談しよう。
- ② 休業中や放課後等に学校へ来るときは、学校の標準服または正規の服装を着用しよう。
- ③ 外出するときは、用件、行先、時間等を、保護者または家の人に告げてから行くこと。
- ④ 飲食店、遊戯場、繁華街への出入りは、保護者の同伴や許可がない場合はやめること。
- ⑤ 海水浴、登山、旅行等は、必ず保護者又は指導者と行くこと。
- ⑥ 保護者の許可のない友人宅への外泊はやめよう。
- ⑦ 休業中は、各自で計画を立て規則正しい生活をするよう心がけよう。
- ⑧ 家庭環境や生活状況に変化があったときは、必ず学校に連絡すること。
- ⑨ 校外で金銭の恐喝、暴力行為などの被害を受けたときは、必ず警察に届けること。また学校にもすぐに報告しよう。
- ⑩ 休業中に監督の教職員がいない場合、学校の施設や用具等を使用することはできません。

8. 日直の心得

- ① 始業前に登校し、職員室に教室の鍵と学級日誌を取りに行く。
- ② 教室の鍵を開け、教室の換気をする。
- ③ 学級日誌に必要事項を書く。
- ④ 休み時間は、黒板をふき、黒板ふきをきれいにする。
- ⑤ 教室移動の時は、最後に教室を出て戸締りをし、鍵の管理をする。
- ⑥ 清掃終了後、教室の戸締りなどを確認し、学級日誌を担当の先生に提出して下校する。教室の鍵は、必ず職員室の所定のところに返却し下校する。

生徒会会則

第1章 名称

第1条 本会は大阪市立大正東中学校生徒会と称する。

第2章 目的

第2条 本会は会員の自治運営によって学校生活の向上をはかり、担当の先生を通じて自らの声を学校につたえ、生徒自らが、学校で生活する全員が過ごしやすい学校を作るために努力する。また、進んで学校行事に参加し、協力する。

第3章 会員

第3条 本会は本校全生徒をもって会員とする。

第4章 生徒会執行部

第4条 生徒会執行部は生徒会全般を運営し、生徒議会の決議を各常任委員会を通じて実現するため、各部会内の連絡統制をはかる。

第5条 生徒会執行部は原則として会長（1名）副会長（2名）書記（3名）により組織される。

第6条 上記役員は全会員無記名投票により、学級の各委員の選出前に選挙される。

第7条 役員の任期は11月より翌年10月の1年とする。役員の再選は可能とする。

第8条 会長は、本会の代表者でありその運営の中心となり、副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときはその職務を代行する。書記は生徒会全般の記録の保持に当り、会長に委任された職務を行う。

第5章 生徒議会

第9条 生徒議会は生徒会の最高機関であって生徒会の目的を達成するために議題を審議し決議する。

第10条 生徒議会は各学年の学年代表と副代表と各常任委員長より組織される。

第11条 本会の召集は生徒会執行部の名において行う。

第12条 生徒会執行部は議席を有する。

第13条 本会は議員の4分の3以上の出席を要し、出席議員の過半数を得て議決する。可否同数の場合は議長の決定により議決する。

第14条 議長は、各期最初の生徒議会で、生徒会執行部の中から選出する。

第15条 生徒議会は公開とする。

第16条 生徒議会の常会は原則として前期4回、後期4回開かれる。また生徒会執行部は第11条の規則に基づき臨時生徒議会を招集することができる。

第6章 学級委員会

第17条 本会は学級の全員をもって構成し、学級自治に関し協議並びに議決を行う。

第18条 本会は次の学級の各委員をおく。

1. 学級委員長 男女各1名
2. 副学級委員長 男女各1名
3. 風紀委員 男女各1名
4. 衛生委員 男女各1名
5. 文化委員 男女各1名
6. 体育委員 男女各1名
7. 図書委員 男女各1名

また、上記の委員とは別に活動班の班長を置くことができる。

第19条 各委員は別に定める範囲内で活動する。

第20条 風紀・衛生・文化・体育・図書の各学級の委員は各常任委員会を組織する。

第7章 常任委員会

第21条 各常任委員会は学校生活を向上させるための中央協力機関とする。

第22条 各学級の委員によって、各委員に常任委員会が構成され、原則として前期4回、後期4回開かれる。

第23条 本会は各委員会に正副委員長・書記を互選し、学校との連携のため担当教職員をおく。

第24条 各委員会はそれぞれの範囲内で活動し、順次別に定める規定により生徒週番にあたる。

第8章 部活動

第25条 部活動に関することはすべて別に定める部活動規定と大阪市部活動方針～プレイヤーズファースト～により行う。

第9章 生徒会実行委員会

第26条 本会の顧問は教職員より選出し、各分野において学校との連絡や生徒への指導をする。

第10章 最高決定権

第27条 本会の活動に関するいかなる問題に対しても、校長は最高決定権を有する。

第11章 付則

第28条 この会は生徒議会の決定により会則に反しない限りにおいて細則を定めることができる。この場合は全員に知らせる必要がある。

第29条 この会則の改正は議員の3分の2以上の賛成で発議し、会員の過半数の賛成によって承認され、校長より許可を得て会長が公布する。

生徒会役員選挙規定

第1部 生徒会役員の選挙

第1章 役員

第1条 会長1名・副会長2名・書記3名の役員は会員全員により選挙される。役員はいずれも男女を問わない。

第2章 投票

第2条 役員選挙は10月に行う。

第3条 投票日は選挙管理委員会より7日以前に告示される。

第4条 投票は、会員全員の無記名投票で行う。

第3章 開票

第5条 開票は投票後選挙管理委員会により行われる。

第4章 役員立候補者および当選者

第6条 当選は得票最多数のものとする。また得票同数の時は抽選にて決定する。

第7条 当選者が決定した時、選挙管理委員会はただちに投票結果を公示しなければならない。

第8条 対立候補のない時は信任投票を行い過半数の信任を得て当選とする。

第5章 選挙活動

第9条 立候補者は選挙管理委員会の承認を得て、選挙運動ができる。また候補者の応援演説者も選挙運動ができる。

第6章 選挙管理委員会

第10条 本会は各学級から選出された1名により組織される。

第11条 選挙管理委員会は、1学期中に選出され、その後第1回委員会を開く。

第12条 本会から委員長を選出し、会の召集及び公示などはすべて委員長の名のもとに行う。

第13条 本会は本規定を施行し、選挙に関する違反を防止する。

第14条 選挙管理委員は候補者及び推薦者となることはできない。また選挙運動に参加することもできない。

第2部 常任委員の選出

第1章 常任委員は次の通りである。

学級委員長 男女各1名

副学級委員長 男女各1名

風紀委員 男女各1名

衛生委員 男女各1名

文化委員 男女各1名

体育委員 男女各1名

図書委員 男女各1名

第2章 常任委員の任期は前期・後期の二期制とし、前期を4月～10月、後期を11月～3月とする。委員の再選は可能とする。

第3章 常任委員の選出は、前期は4月と後期は10月に行う。

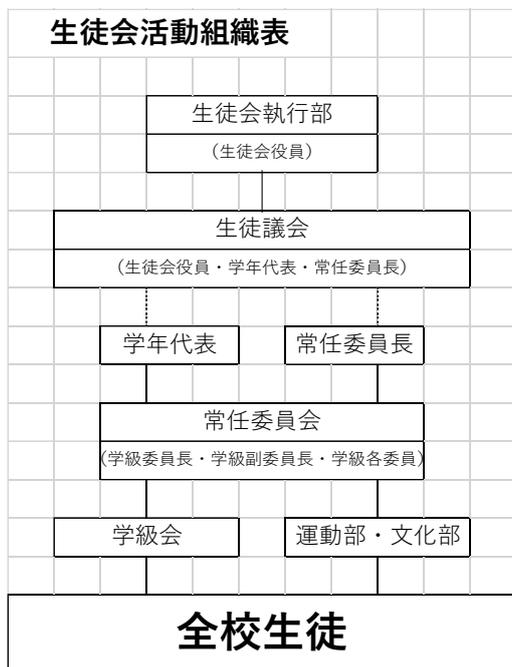
学級の各委員の任務

(本校生徒会会則第20条付則)

◇ 学級委員長・副学級委員長 男女各1名

学級の中心となってよりよい学級づくりに努力し、諸活動に関してリーダーシップを発揮する。生徒議会に学年代表及び副代表は参加する。

- ◇ 風紀委員 男女各 1 名
クラス全員が気持ちよくあいさつでき、身だしなみを整え、清々しく学校生活を送れるように協力する。
- ◇ 衛生委員 男女各 1 名
学級（教室）の担当区域の整備にあたる美化の立案と清掃に協力し用具の整備にあたる。学級活動の保健衛生部門につとめる。
- ◇ 文化委員 男女各 1 名
文化的行事の計画や準備にあたる。校内の掲示物の作成・管理・視聴覚機器・教材・教具の整理整頓・教室までの運搬など、各学級の放送設備の管理につとめる。
- ◇ 体育委員 男女各 1 名
各種運動行事、体育大会等の計画や準備、体育の授業などの学級の運動部門について協力する。
- ◇ 図書委員 男女各 1 名
図書館の運営に協力、図書の整備および閲覧や貸し出しの仕事、学級との連絡などを行う。



部活動規定

- 第 1 条 本校生徒会会則第 2 5 条に基づきこれを規定する。
- 第 2 条 本校生徒は文化、運動各部の内いづれか一つにできるだけ入ることとする。
- 第 3 条 部活動は、文化・運動の各部門に同好者が集まり、互いに研究や練習をする。
- 第 4 条 各部は、部長のほか、必要に応じて副部長、その他必要な役職を互選により置くことができる。部長は部を代表し一切の権限と責任を負う。副部長は部長を補佐し部長不在や支障ある場合は部長に代って任務を代行する。
- 第 5 条 各部は積極的に生徒会行事に参加すると共に、必要に応じて生徒会の要求により活動する。
- 第 6 条 部長および副部長は他の部の部長および副部長を兼任できない。
- 第 7 条 各部は毎年度当初に部員名簿を部活動担当の教職員に提出しなければならない。
- 第 8 条 各部は用具代、ユニホーム代、大会登録費、交通費等、必要経費がかかる場合がある。
- 第 9 条 各部は、最低 1 名以上の教職員が顧問となる。
- 第 10 条 各部は顧問の指導を必要とし、特に校外から指導者を招く時は、学校長の承認を必要とする。
- 第 11 条 各部において必要と思われるところは部において規約を設けることができる。

第12条 新しい部活動を発足させるためには運動部、文化部共に同好者があつまり部活動担当及び生活指導部が職員連絡会で承認を得て成立する。(当初1年間は同好会とする)

第13条 原則、全教職員が参加する校内及び校外の会議・研修がある場合は、活動することができない。

第14条 上記以外の細則は部活動担当及び生活指導部において決定する。

第15条 部活動の活動は原則として「大阪市部活動方針～プレイヤーズファースト～」に基づき毎週平日に1日・土日祝に1日の休養日を設け活動を行っていく。活動時間は平日2時間程度、土日祝3時間程度とし、準備・片付け等の時間は含まないこととする。また、定期テスト1週間前およびテスト期間中は原則として活動しないこと。

図書館利用について

1. 図書閲覧を館内閲覧と館外貸出に分ける。

2. 館内閲覧

- (1) 開館時間及び授業で利用する場合、館内の図書や雑誌を閲覧することができる。
- (2) 書架より自由に図書を出して閲覧できるが、必ずもとのところに返すこと。
- (3) ほかの利用者に迷惑にならない態度で閲覧すること。また自習に活用してもよい。
- (4) 図書を大切に取扱うこと。
- (5) 館外借出の手続きなしに、図書等を持ちださない。

3. 館外貸出

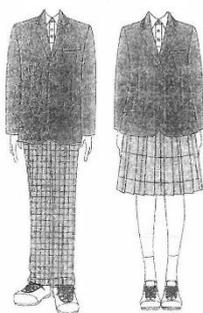
- (1) 貸出期間は2週間以内。(ただし、雑誌の最新号や百科事典類はのぞく。)
- (2) 1人につき合計3冊以内とする。
- (3) 借出希望者は図書委員に渡し、貸出手続きをしてもらう。
- (4) 返却時は、図書委員などに渡し、返却手続きを行う。返納期日におくれたものはある期間貸出しを一定期間停止することがある。
- (5) 図書をよごしたり、紛失したりしたものは実費弁償する。

△開館時間 昼休み(および、別に定める日。)

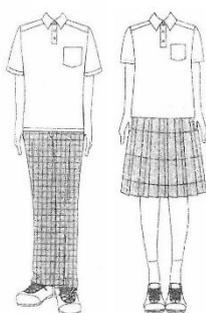
△令和4年度より図書の管理(貸出、返却手続きを含む)はコンピュータで行う。

服装・所持品

【冬用標準服】



【夏用標準服】



- ・ブレザーはチェンジボタン仕様。
- ・男女共にスラックス着用可。

1. 服装

学校指定の標準服

◎服装

〈冬服〉学校指定のブレザーを着用し、上着の下は学校指定の白長そでポロシャツ

〈合服〉学校指定の白長そでポロシャツ

〈夏服〉学校指定の白半そでポロシャツ

〈ベルト〉ズボン着用ときは、ベルトを必ず使用する。黒・紺・茶の単色のみ。

〈くつ下〉膝より下、くつ下をはいていることが確認できる長さで白を基調とする。(ルーズソックス、レース付き等は認めない。冬期の無地のストッキング・タイツ・十分丈のレギンス着用ときは、黒・紺・ベージュに限る。)

〈靴〉白を基調としたひも付き運動ぐつ。(ひもは白に限る。ハイカット・デッキシューズは禁止。)

〈その他の注意点〉

※寒冷時の防寒着について

黒・紺・茶・グレー・白のセーター・カーディガン(ボタンのもの)の防寒着をブレザーの下に着用してもよい。セーター・カーディガンを着用する際は、ブレザーの着用を原則とする。フード付き、ファスナー付きは禁止とする。手袋・マフラー・ネックウォーマーの着用は、指定された期間の登下校時のみ認める。

※熱中症対策として帽子(キャップ)の着用を認める。(ただし、指定された期間のみ)

※ポロシャツの下は白・黒・紺・茶・グレーの無地の肌着(ハイネックは不可)を着用すること。

※学校指定の服装に関して、加工変形は認めない。スカートの丈は、安全防犯上の観点から膝が隠れる長さとする。

◎頭髪

中学生らしい髪型とする。ヘアアレンジは原則禁止。(パーマ、染色、脱色、そりこみ、ライン、編み込み、アシンメトリ等禁止) 整髪料の使用は禁止。髪が肩にかかる場合はゴム(黒・紺・茶)で結ぶこと。大きい髪留め(ピン)や飾り類は安全性確保のためにつけない。

◎名札

学校内では、標準服の左胸につけて過ごすこと。また名札を忘れた時は、仮名札をつけること。

2. 所持品

◎授業に必要な物。

◎生徒手帳。ハンカチ。ティッシュ。

◎危険な物(刃物など)や貴重品は、許可された物以外は持ってこない。

◎遊具は持参しないこと。

◎所持品には必ず学年・組・名前を記入すること。

※以上の物を学校指定のスクールバック、サブバックに入れて登下校すること。

ただし、それ以外の物を認める場合は別途連絡をします。

非常変災時の措置について

臨時休業について

午前7時の時点で

① 暴風警報もしくは暴風雪警報、特別警報が発令されている場合。

② 大正区のいずれかの地域において、大阪市(大阪市長)より河川氾濫の「警戒レベル3(高齢者等避難)」、「警戒レベル4(全員避難)」が発令があった場合。

- ③ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
- ④ 「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。
- ⑤ 「暴風警報」、「暴風雪警報」以外の警報の発表、登校時の安全が確保できない事態の発生その他学校周辺の緊急事態等が生じた場合、若しくは教育施設の被害その他教育活動の実施が困難となる事態等が生じた場合、又はこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合。

その他

- ① 登校時から下校時まで、暴風警報もしくは特別警報が発令された場合、居住地域や通学路の安全、保護者の在宅が確認された場合は集団下校等の方法で下校させるが、確認できない場合は児童・生徒を学校において待機させる。
- ② 暴風警報または特別警報が出ていないときでも、保護者の判断で登校の安全が危ぶまれる場合は、安全が確保されるまで、自宅にて待機させる。